

防災・減災に関する要望書

令和2年3月

南房総市議会 福祉委員会

防災・減災に関する要望書

福祉委員会は、平成 30 年度から令和元年度までの 2 年間に於いて「災害に強いまちづくり」をテーマに調査・研究を行ってまいりました。

南房総市は、少子高齢化が進む中、高齢化率は 4 割を超えており、実際に災害が起こった場合、まずは人命第一ですが助け合うための人手も少なく、身を守ることも非常に困難な状況です。

そこで本委員会は、市民の命や生活を守るため、日ごろの備え、また自主防災組織を含め、防災・減災について調査・研究を行いました。

周りを海に囲まれた地形である南房総市は、古文書での津波被害も伝えられているとおり、地形的な特性を考えると、主に地震や津波を想定している自治会や自主防災組織が多く見受けられます。

しかしながら、令和元年の台風 15 号等、一連の台風による甚大な被害により、風水害も視野に入れなくてはならないと痛感しました。地域によっては、何日にもわたる避難所での生活を余儀なくされ、また慣れない生活で疲れがたまり、加えて暑さなどによって体調を維持するのが難しい状況でもありました。さらにプライバシーの問題、高齢者や障害者等、身体的に不自由な方が問題なく過ごせる避難所運営が必要であることがわかりました。

この調査・研究をとおり、また今回の災害による教訓で得た知識や経験をいかした「災害に強いまちづくり」の推進を図るため、次のように要望としてまとめましたので、市として積極的な対応をお願いいたします。

令和 2 年 3 月 1 9 日

南房総市長 石 井 裕 様

福祉委員会

委員長	阿部 美津江
副委員長	安田 美由貴
委員	青木 正孝
委員	辻 貞夫
委員	川崎 慎一
委員	神作 紀史

(1) 危機管理体制の拡充について

- ①大規模災害時に行政事務を維持させるため、遠隔地にあるサーバーの拡充を行い、業務継続計画（BCP）の更なる充実を図ること。
- ②地震災害、短期間集中豪雨による土砂災害及び台風等の災害に対応するため、危機管理部門の強化に取り組み、行政区組織も含めて災害情報の共有を行うこと。
- ③災害伝言ダイヤル等の活用を含め、早期に職員の被害状況を把握し、適格な人員配置に努めること。
- ④地域防災の重責を担う、消防団の処遇改善と団員確保に努めること。
- ⑤被災者支援システムの構築を図ること。
- ⑥SNSによる情報収集・情報提供を推進すること。
- ⑦防災無線が使用不可になった場合の情報伝達網の確保に努めること。
- ⑧ボランティアの受け入れがスムーズにできるよう、受付場所の拡充や体系づくりを検討すること。

(2) 自主防災組織の充実について

- ①民間事業者等と連携し、災害時を想定した官民防災訓練に取り組むこと。
- ②地域の防災力向上と自主防災組織の充実を図るため、防災士を含めての協議・組織づくりを検討すること。
- ③防災備品の格納が可能な倉庫を各行政区単位に配置し、適正な備蓄物資の掌握・ローリングストックにつとめ、継続購入費用の助成額増を検討すること。
- ④市民自らが行う防災対策への助成や、激甚災害に含まれない災害に対する住宅再建補助金制度の創設を図ること。
- ⑤自主防災組織単位での災害図上訓練（DIG）に取り組み、発災時に個別支援に繋げられる体制の整備を推進すること。

(3) 避難所等について

- ①地域づくり等の組織を活用して、住民による避難所運営ができる体制を整えること。
- ②備蓄倉庫は、適正な管理と搬入・搬出を考慮し、保管場所を見直すこと。
- ③冷暖房機能の整備をすること。
- ④危険が想定される一時避難場所について、各自治会等も交え見直しを図ること。
- ⑤入浴施設の提供について、民間事業者と協定を結ぶことを検討する。
- ⑥広域避難所は、地域差が出ないよう、偏りのない場所に開設するよう見直しを図ること。
- ⑦停電時、各行政区等が持っている発電機や、プロパンガス発電機等の各種発電設備を活用すること。
- ⑧高齢者や障害者等、身体の不自由な人も問題なく利用できるトイレ（簡易トイレ等含む）の設置を検討すること。

(4) 災害時要支援者への支援体制について

- ①避難行動要支援者名簿を基に関係機関が連携し、具体的な行動計画を盛り込んだ個別支援体制を構築すること。
- ②要支援者の健康保持のため、福祉避難所の充実を図ること。

(5) 災害ごみについて

- ①災害ごみの搬入受け入れについて、担当者の昼休みを交代制にする等、受け入れ時間の改善を検討すること。
- ②災害ごみの受け入れについて、市民のニーズに合った、弾力的運用を図ること。
- ③災害ごみの搬入ルート of 改善を図ること。

(6) 防災・減災対策について

- ①氾濫の危険性が高い河川に、簡易監視カメラの設置を検討すること。
- ②インフラの機能確保のため、共同溝設置による無電柱化及び電柱の補強を推進すること。
- ③災害や汚染、断水時等に安全な飲料水や生活水の確保するため、井戸水濾過施設を備えること。
- ④津波一時避難ビルについて、耐震化の啓発と補助事業の創設を図ること。
- ⑤被災状況の把握のため、全天候型ドローンの導入に努めること。
- ⑥避難表示看板や防災マップ等への多言語表示を検討すること。
- ⑦防災マップに、冠水想定場所や土砂災害想定場所をよりわかりやすく掲載し、行政区単位で住民説明を行うこと。
- ⑧豪雨等による冠水被害を防止するため、排水路の整備を行うこと。
- ⑨橋梁、トンネル及びダム等の公共建造物について、耐震診断と改修計画を策定すること。
- ⑩避難路の安全確保と整備及び市民への周知を図ること。